

平成24年2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成24年3月16日

[本 会 議]

本委員会に付託された議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心にご報告いたします。

最初に、第31号議案「藤枝市立保育所条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案「藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに、「保険料の値上げを抑えるため、一般会計からの法定外繰入が可能か。また、これについて議論したか伺う。」という質疑があり、これに対して、「法定外繰入は不可能ではないが、財源の基本的な仕組みにおいて、国・県・市・被保険者の負担割合が定められているため、制度の根幹を揺るがす、法定外繰入は考えておらず、議論していない。」という答弁がありました。

次に、「近隣市の保険料額はどうか伺う。」という質疑があり、これに対し、「月額県の平均は、4,714円で、焼津市は、4,505円。島田市は、4,000円である。」という答弁がありました。

次に、「近隣2市との保険料額の差について理由を伺う。」という質疑があり、これに対し、「藤枝市の方が近隣2市と比べ施設整備率が高く、在宅系サービス、施設系サービスともに、サービス水準が高いためである。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、初めに、「介護保険料の値上げを抑えるべく、県補助金財政安定化基金交付金の活用や介護給付費基金の取り崩しをするにもかかわらず、値上げになるのは、高齢化社会の中、介護給付費が当然あがり、それが保険料値上げに直結する仕組みが問題である。市の努力は評価するものの、新たな負担増を市民に強いる値上げには違いなく、「少ない年金からこれ以上天引きされたら生活費すらままならない。」そうした悲痛なお年寄りの声を重視すべきで、本条例改正案に反対する。」

次に、「今回の保険料の値上げは負担と受益を考えた時、受益者には最大限のサービスを配慮し、負担者にはぎりぎりの範囲の保険料をお願いするものとする。値上げを反対するなら現状を考える中で、対案を示さなければ市民に無用な混乱を与えかねない。そのような考えから、保険料値上げは、第5期介護保険事業の安定を図る上から必要なものとする。今後は、介護予防の更

なる充実と在宅でも施設入所と同様なサービスを受けられるようになることを要望し賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案「藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案「藤枝市民の歯や口の健康づくり条例」について申し上げます。

一委員より、「住民歯科会議のメンバー構成を伺う。」という質疑があり、これに対して、「医療保健関係、福祉関係、教育関係、事業所関係、市民組織代表者から数名ずつのメンバー選出を考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案「藤枝市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例」について申し上げます。

一委員より、「第4条に管理者が医療業務に従事したときはとあるが、時間的にはどのくらいを想定しているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「現在は、週1日火曜日のみ外来診療を行っている。また、水曜の午後に病棟の院長回診を行っており、24年度も同様の時間を考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第36号議案「藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」について申し上げます。

初めに、「この条例の内容は、今までと同じであると理解してよいか伺う。」という質疑があり、これに対して、「基本的には変わらないが、第15条の管理職員特別勤務手当については、現在の

市の条例にはない。東日本大震災の状況をみると医師はほとんど休日もなく勤務をすることが考えられ、この規定がないと代休もとれなければ手当も出ないため医師に限定して設けるものである。」という答弁がありました。

次に、「地方公営企業法の全部適用になると事務職は病院専属になるのか伺う。」という質問があり、これに対して、「当面は病院専属にはならないが、病院の事務は専門性が高くプロフェSSIONALが求められるため将来的には、病院独自の採用をするなど時間をかけて専門職員に移行していくよう考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質問もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第37号議案「藤枝市医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「医学生修学資金制度について医師を増やすための施策としては認めるが、今後も市独自で継続するとなると自治体ごとで競うことになるがいかがか伺う。」という質問があり、これに対して、「平成19年の苦しいときに研修医の応募がゼロだった。2回ゼロが続くと臨床研修指定病院を返上しなければならず、この制度をはじめた。結果、昨年が7名、今年が10名と増えている。今後は、順次減らしていき修学資金なしでも研修医が当病院へ来ていただけるような態勢にしていきたい。」という答弁がありました。

このほか質問もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。